

令和8年度
市町村障がい保健福祉担当者研修会資料

重度心身障がい者医療費助成事業

熊本県障がい者支援課

重度心身障がい者医療費助成事業

1 事業の実施主体

市町村（各市町村の条例に基づく）

2 県の業務内容

重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村（熊本市を除く）に対して補助（補助率 1/2 以内）を行う。

昭和 48 年度から実施。（単県事業）

《 根 拠 》 熊本県健康福祉補助金等交付要項

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領

3 受給資格者の要件

次の(1)～(4)のすべてを満たすことが必要。

(1) 重度心身障がい者であること（①から④のいずれかに該当すること）

- ① 身体障害者手帳 1 級・2 級所持者
- ② 療育手帳 A1・A2 所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
- ④ 福祉手当受給相当者

(2) 満 1 歳以上であること

「満 1 歳以上」とは、満 1 歳の誕生日の属する月の翌月以降であることをいう。

(3) 住民に該当すること

- ① 住民基本台帳に登録されている者
- ② 外国人登録原票に登録されている者
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 19 条第 3 項及び同法附則第 18 条の規定による居住地特例等を適用すべき者（平成 19 年 4 月 1 日以降の新規認定及び受給資格者の他市町村への異動から適用。住所地特例の対象となる施設等の範囲は別紙 1 参照。）

※ ①と③、②と③では、③が優先する。

(4) 医療保険の被保険者又は被扶養者であること

※ (1)～(4)の要件を満たしているが、所得制限に該当する場合は、受給資格認定申請の却下ではなく、助成停止となる。

※ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の申請と同時に受給資格者認定申請を行うことは可能。ただし、交付された手帳の障害程度では重度心身障がい者に該当しない場合は、受給資格者認定申請は却下となる。

4 助成対象経費

疾病又は負傷について、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険給付の対象となる費用。

ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金を除く。

【 ※ 助成対象となる経費の例 】

- ① 治療用装具に係る経費で、各保険者が保険給付を認めた場合の本人負担分
- ② 公費負担医療に係る本人負担分
- ③ 柔道整復師、はり師、きゅう師、あんま・マッサージ・指圧師の施術料に係る療養費（平成 20 年 4 月 1 日の施術にかかる療養費から助成対象）

【 ※ 助成対象に該当しない経費（例） 】

- ◎ 老人保健施設の利用料
- ◎ 差額ベッド料
- ◎ 保険給付対象外の容器代等
- ◎ 身体障がい者・児の補装具の購入又は修理（障害者総合支援法第 76 条）の費用に係る自己負担金
- ◎ 介護保険給付に係る利用者負担額

5 助成額

(1) 一般の疾病の保険診療又は療養費の支給対象となる施術料に係る一部負担金の場合

$$\text{助成額} = \text{一部負担金の額} - (\text{高額療養費等の額} + \text{附加給付額} + \text{自己負担額})$$

入院	一医療機関等につき	2,000 円/月
入院外	一医療機関等につき	1,000 円/月

※入院外には訪問看護を含む

(2) 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）に係る自己負担金の場合

$$\text{助成額} = \text{自己負担金} - \text{自己負担額}$$

入院	一医療機関等につき	2,000 円/月
入院外	一医療機関等につき	1,000 円/月

※入院外には訪問看護を含む

(3) 療養介護医療又は障害児施設医療に係る自己負担金の場合

$$\text{助成額} = \text{自己負担金（医療費部分の利用者負担額）} - \text{自己負担額}$$

入院	一医療機関等につき	2,000 円/月
入院外	一医療機関等につき	1,000 円/月

※ 助成の申請は、診療を受けた月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以降はできないとしている。

① 6月診療分 → 翌年の6月末までに申請

6 助成金給付の始期及び終期

始期	◎ 認定申請をした日の属する月の翌月の診療に係る医療費から ◎ 他の市町村からの異動の場合、受給資格者が住民となった日の属する月の翌月から ただし、住民となった日が月の初日の場合は、その月から
終期	◎ 受給資格者としての認定期限の属する月の診療に係る医療費まで ◎ 受給資格者が他の市町村の住民となった日の前日の属する月の診療に係る医療費まで ◎ 受給資格者が死亡した日の属する月の診療に係る医療費まで

7 支給方法

償還払い（一部の市町村で現物給付の場合あり）

8 支給制限

- ① 受給資格者本人
- ② 受給資格者と生計を一にする父母（受給資格者に配偶者がある場合は、父母に代わって配偶者）
- ③ 受給資格者と生計を一にする子

のうち、いずれかの所得が障害児福祉手当の支給制限に係る限度額以上の場合に、次の期間の医療費の助成を停止する。

新規申請時	認定申請のあった翌月の診療分 ～申請後最初に到来する7月の診療分
7月所得確認時	その年の8月診療分～翌年の7月診療分

9 他の法令等による公費負担医療との関係

他の法令等により、国又は地方公共団体による医療費の給付の適用を受けることができる場合は、これらの給付を優先する。（別紙2参照。）

10 支給方法の状況

(1) 全国の状況 (R8. 4. 1 現在)

- ・現物給付方式 27 都道府県 (58%)
- ・自動償還払い方式 3 県 (6%)
- ・現物給付、償還払い混在 15 県 (32%) ← 熊本県
- ・償還払い方式 2 県 (4%)

(2) 九州の状況 (R8. 4. 1 現在)

- ・現物給付方式 2 県 福岡、宮崎
- ・自動償還払い方式 2 県 大分、鹿児島
- ・現物給付、償還払い混在 2 県 熊本、長崎
- ・自動償還、償還払い混在 1 県 沖縄
- ・償還払い方式 1 県 佐賀

(3) 県内の状況

- ・現物給付方式 (条件あり) 10 市町村 (熊本市、天草市、宇土市、上天草市、宇城市、大津町、菊陽町、南阿蘇村、益城町、苓北町)
- ・償還払い方式 35 市町村

※現物給付方式には、対象に条件があり、一部が償還払い又は自動償還払いとなるものを含む。

(4) 国の動き

令和5年6月1日規制改革推進会議の規制改革に関する答申を受け、関係省庁で取組みが進められている。

- ・マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするためのシステム構築等
- ・自治体の区域の内外を問わず現物給付ができるよう受給者数等の実態を踏まえ優先順位を付けての審査支払機関への委託の拡大、調整等の取組。

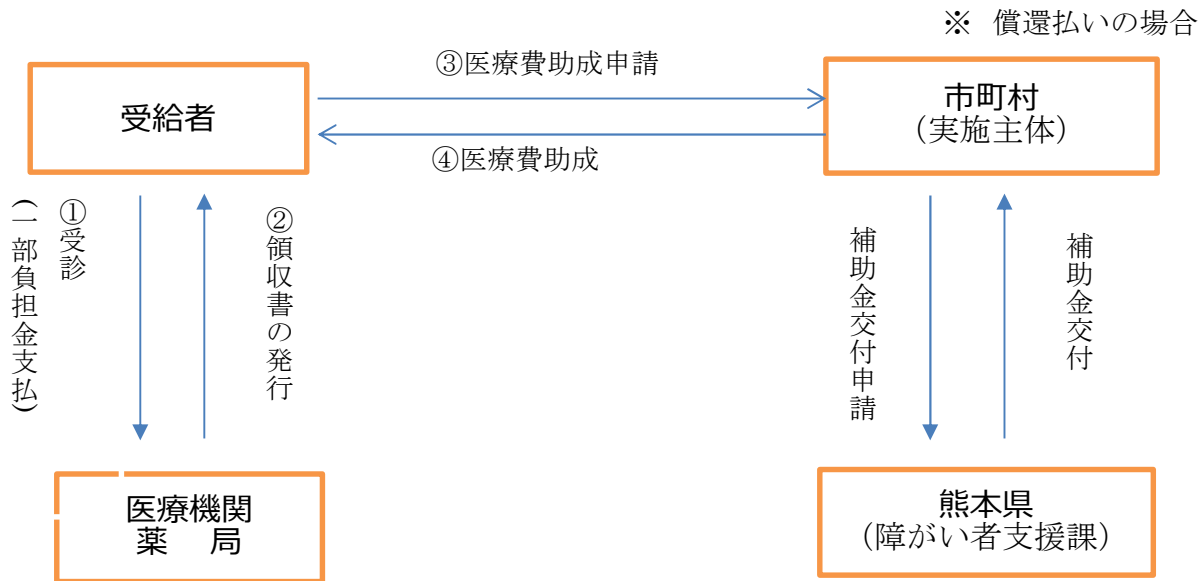
(5) 県の動き

- ・「現物給付方式」の導入にあたって大きな障壁となっている国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止について、引き続き国に要望する。
- ・各市町村の現物給付方式導入に向けた環境づくり (関係機関との調整を含む) を行う。
- ・R8. 1. 29 市町村説明会を実施 (別添資料のとおり)

1.1 助成額（県補助額）等の推移

年度	助成対象人員数		助成延件数		県補助額		備考
	(人)	対前年比(%)	(件)	対前年比(%)	(千円)	対前年比(%)	
H16	42,644	102.1%	347,689	104.7%	1,497,598	106.1%	
H17	43,429	101.8%	363,739	104.6%	1,549,765	103.5%	
H18	45,364	104.5%	400,990	110.2%	1,626,321	104.9%	
H19	46,219	101.9%	448,064	111.7%	1,727,277	106.2%	
H20	45,978	99.5%	473,349	105.6%	1,700,279	98.4%	
H21	46,428	101.0%	499,482	105.5%	1,713,958	100.8%	
H22	46,543	100.2%	515,282	103.2%	1,738,389	101.4%	
H23	46,017	98.9%	527,213	102.3%	1,723,121	99.1%	
H24	46,165	100.3%	531,522	100.8%	1,580,180	91.7%	熊本市（1/2以内 →1/3以内）
H25	45,491	98.5%	530,675	99.8%	1,486,844	94.1%	
H26	45,435	99.9%	533,031	100.4%	1,456,652	98.0%	
H27	44,937	98.9%	555,407	104.2%	1,463,024	100.4%	
H28	44,579	99.2%	558,746	100.6%	1,381,676	94.4%	
H29	44,215	99.2%	505,089	90.4%	1,301,204	94.2%	
H30	42,899	97.0%	535,156	106.0%	1,286,220	98.8%	熊本市（1/3以内 →1/4以内）
R1	42,222	98.4%	536,427	100.2%	1,215,559	94.5%	熊本市（1/4以内 →1/5以内）
R2	41,331	97.9%	511,982	95.4%	1,116,885	91.9%	熊本市（1/5以内 →1/6以内）
R3	40,480	97.9%	506,717	99.0%	1,069,347	95.7%	
R4	25,857	63.9%	284,584	56.2%	886,081	82.9%	熊本市補助なし
R5	25,168	97.3%	284,788	100.1%	880,604	99.4%	〃
R6	24,246	96.3%	307,488	108.0%	881,078	100.1%	〃
R7	23,506	96.9%	338,579	110.1%	884,060	100.3%	〃

重度心身障がい者医療費助成事業支払いフロー図



熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金に係る事務処理

◎ 毎年度の補助金の算定は、1月から12月までの間における市町村の助成決定分を対象として行う。

期 日	市町村が行う事務	県が行う事務
9月30日	◎ 補助金交付申請 (要項別記第1号様式、要領別記様式重医補第1号等) ※ 予算等年間所要見込額により行う。	
11月頃	◎ 補助金概算払請求(1回目) (要項別記第10号様式)	◎ 補助金交付決定
1月20日	◎ 補助金変更交付申請 (要項別記第4号様式、要領別記様式重医補第2号等) ※ 実績額により行う。	◎ 補助金交付 ※ 交付決定額の50%
2月頃	◎ 補助金概算払請求(2回目) (要項別記第10号様式)	◎ 補助金変更交付決定
2月末日	◎ 実績報告 (要項別記第7号様式、要領別記様式重医補第3号等)	◎ 補助金交付 ※ 交付決定額の残額を交付
		◎ 補助金額の確定

重度心身障がい者医療費助成事業における受給資格者要件 (住所地特例関係) について

1 平成 18 年度までの取扱い

平成 18 年度までは、国民健康保険以外の医療保険各法の規定による被保険者及び被扶養者（以下「国保以外の被保険者等」という。）については、住所地特例が適用されていなかったため、施設等所在地の市町村の受給資格者となっていた。

平成 18 年 4 月からの障害者自立支援法（現：障害者総合支援法。以下「法」という。）の施行により、施設等の入所者等が出身地市町村から施設等所在地市町村に住民登録を異動するケースが増加しており、国保以外の被保険者等の入所者が多い施設等の所在地市町村については、費用負担等が増大していた。

2 改正制度の概要

上記を受け、施設等所在地の市町村の費用負担及び助成事務等が過大とならないよう、受給資格者要件を改正し、住所地特例については、法第 19 条第 3 項及び同法附則第 18 条の規定による居住地特例等を準用することとなった（平成 19 年 4 月 1 日以降の新規認定及び受給資格者の他市町村への住所地の異動から）。

◎ 改正後の受給資格者要件（「住所を有する」の定義）

ア 住民基本台帳に登録されている者

イ 外国人登録原票に登録されている者

ウ 法第 19 条第 3 項及び同法附則第 18 条の規定による居住地特例等を適用すべき者

（住所地特例の対象となる施設等の範囲については、別表のとおり）

※ アとウ、イとウでは、ウが優先する。

【 障害者総合支援法の規定による居住地特例を適用する理由 】

- ① 居住地特例は、国民健康保険の被保険者だけでなく全ての受給者に適用されるため、施設等所在地の市町村の費用負担や助成事務をより軽減することができること。
- ② 障害者の福祉サービス、公費負担医療等について、障害の種類にかかわらず共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した障害者総合支援法が施行され、同法が福祉サービス等の支給認定や給付等の実施主体となる市町村を明確にしている（居住地特例を採用）ことから、同様に全ての種別の障害者を対象としている本事業についても、同法の規定を準用することが適当と考えられること。

住所地特例の対象となる施設等の範囲

① 障害者総合支援法第 19 条第 3 項及び同法附則第 18 条に規定する施設

施設の種類	備考
障害者支援施設	
のぞみの園	
児童福祉施設 (乳児院、児童養護施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)	法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設
療養介護を行う病院	法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設
生活保護法第30条第1項ただし書きの施設 (救護施設、更生施設及びその他適当な施設)	
共同生活援助を行う住居（グループホーム）	当分の間の経過措置
有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（地域密着型特定施設を除く。※一部例外あり）	介護保険法第8条第11項に規定する特定施設
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護保険施設）	介護保険法第48条第1項第1号（介護保険法第8条第25項）

- ② 前記①に加え、住所地特例の趣旨を踏まえ、運用上、以下の施設についても住所地特例の対象とする。

施設の種類	備考
福祉ホーム 宿泊型自立訓練 精神障害者退院支援施設 精神科病院等	自立支援給付等に係る居住地特例の運用上の取扱いを準用

- ③ 継続して 2 以上の前記①②の施設等に入所等する間は、最初の施設等に入所等する前に住所を有していた市町村を実施主体とする。

公費負担医療制度優先適用に関する助成対象者等への周知徹底について

- ◎ 重度心身障がい者医療費助成制度は、他に公費負担医療費の給付を受けることができる場合は、その制度の給付を優先させることとしている。
- ◎ 公費負担医療費の受給対象者においては、必ずこれらの公費負担医療制度適用の申請を行っていただき、制度適用後の利用者負担額について、重度心身障がい者医療費助成事業の助成対象とするよう、助成対象者等への周知徹底をお願いしたい。

【参考例】

- 自立支援医療（精神通院医療）制度対象者で精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（重度心身障がい者医療費助成受給資格者）の場合
 《 総医療費 32,000 円／月（一医療機関のみ受診）の例 》

◎ 自立支援医療（精神通院医療）制度利用者（生活保護、低所得 I を除く）の場合

保険給付 7割 (22,400円)	自立支援医療費 負担 2割 (6,400円)	重心医療費 助成 (2,200円)	自己負担 (1,000円)
		┌──────────┐ 1割 (3,200円) └──────────┘	

* 低所得 I に該当する利用者の場合、自立支援医療に係る自己負担上限額は、2,500 円となるため、重心医療費助成額は、1,500 円となる。

- 自立支援医療（精神通院医療）制度を利用せずに、直接、重心医療費助成制度を利用した場合

保険給付 7割 (22,400円)	重心医療費助成 (8,600円)	自己負担 (1,000円)
	┌──────────┐ 3割 (9,600円) └──────────┘	

必ず上記◎の取扱いとなるよう、助成対象者等に周知徹底をお願いしたい。

但し、健康保険における「高額療養費の多数回該当」については、適用が優先されません。（通常の高額療養費のみ優先して適用されます。）

熊本県健康福祉補助金等交付要項（抜粋）

（趣旨）

第1条 知事は、県民の健康と福祉の増進を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（補助対象経費及び補助率等）

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

別表

補助金名	熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金
補助対象経費	<p>市町村が次の要件を満たす受給資格者に対し、医療費（受給資格者認定申請書を受理した日の属する月の翌月以降の診療に係る医療費に限る。）に係る一部負担金を助成した場合における医療費の一部負担金の額から自己負担額及び高額療養費等の額を控除した額</p> <p>（要件） 受給資格者又はその父母（既婚者にあつては配偶者）若しくは子の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る額の範囲内であること。</p>
補助事業者	市町村（熊本市を除く）
補助率又は補助金額	<p>（補助率） 1/2以内</p> <p>（補助基準額） 補助対象経費の全額</p> <p>（補助金額） 補助基準額と市町村における助成に係る実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額 ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
変更申請要件	交付申請額に変更がある場合。ただし、2回目以降の変更は、その変更額が10万円を超える場合のみ。
国庫補助	無

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 要項及びこの要領において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

身体障害者手帳所持者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
療育手帳所持者	熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者
福祉手当受給相当者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に該当する者
精神障害者保健福祉手帳所持者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
重度心身障がい者	(1) 身体障害者手帳所持者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの (2) 療育手帳所持者で、その障がいの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの (3) 福祉手当受給相当者 (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者で、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級1級に該当するもの
受給資格者	重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市町村長が医療費助成対象者として認定したもの (1) 満1歳以上の者で、かつ、県内に住所を有するもの (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者
医療保険各法	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号） (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
医療費	疾病又は負傷について、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用

	ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金を除く。 (注) 医療費には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定による医療扶助及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を含まない。
一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（他の法令等により国又は地方公共団体の負担により給付されるいわゆる公費負担医療がある場合は、その額を控除した額）
自己負担額	当該助成事業において、受給資格者が負担すべき額 (1) 入院の場合において、同一月の診療分について、1医療機関等（病院、診療所又は施術所をいう。以下同じ。）につき、2,000円 (2) 入院外の場合において、同一月の診療分又は施術分について、1医療機関等につき、1,000円
高額療養費等の額	医療保険各法の規定による高額療養費の額及び組合管掌健康保険等の規定による附加給付の額

(補助金の交付申請)

第3条 要項第3条第1項の交付申請書の提出期限は、9月30日とし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び同項第2号の収支予算書は省略するものとし、同項第3号のその他必要とする書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別記様式重医補第1号）
- (2) 歳入歳出予算書抄本
- (3) 関係条例、規則等（前年度申請時以降において、改正を行ったときのみ添付）

(補助金の変更交付申請)

第4条 要項第5条第2項の変更申請書の提出期限は、1月20日とし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第5条第2項の変更申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別記様式重医補第2号）
- (2) 歳入歳出予算書抄本
- (3) 関係条例、規則等（前回申請時以降において、改正を行ったときのみ添付）

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び同項第2号の収支精算書は省略するものとし、同項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金精算書（別記様式重医補第3号）
- (2) 歳入歳出決算見込抄本

2 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、2月末日とし、補助金の交付を概算払により受けた場合についても同様とする。また、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、概算払又は精算払により交付するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年6月19日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年1月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 改正後の熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金の取扱いについて

1 受給資格者の認定

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳所持者については、その認定等級又は障がいの程度に基づいて認定すること。
- (2) 福祉手当受給相当者の認定について、認定困難な場合は、別記様式により知事に協議のうえ認定すること。
- (3) 「満 1 歳以上」とは、満 1 歳の誕生日の属する月の翌月からであること。
- (4) 「県内に住所を有する」とは、県内市町村の住民基本台帳に記載されていることをいう。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 3 項及び同法附則第 18 条の規定による居住地特例を適用すべき者等については、施設等に入所等する前に住所を有していた市町村の助成対象とすること。

なお、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条の規定により登録された者であって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者については、当該市町村において助成の対象となること。

2 認定期間

- (1) 療育手帳により認定する場合は、当該手帳に記載された「次の判定年度」欄の年度の 3 月末までの期間を定めて認定すること。ただし、「次の判定年度」欄に、「判定の必要なし」と記載されている場合は、期間を定める必要はないこと。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳により認定する場合は、当該手帳に記載された「有効期限」欄の期日までの期間を定めて認定すること。**身障手帳についても同様**
- (3) 福祉手当受給相当者として認定する場合は、障害児福祉手当又は福祉手当若しくは特別障害者手当（以下「福祉手当等」という。）を現に受給している者については、当該福祉手当等の認定期間を、福祉手当等非受給者については、診断書及び年金等の認定期間をそれぞれ考慮して認定すること。

3 医療費の範囲

助成の対象となる医療費の範囲は、医療保険各法の規定に基づき、疾病又は負傷について保険給付の行われるものに限られるものであること。具体的には、医療保険各法の規定による療養の給付、家族療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、療養費及び高額療養費とする。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金は除くものとする。したがって、これらの費用の範囲外となる差額病室に入院した場合の差額、保険給付の対象とならない容器代及び療養費の対象とならない柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に要した費用等については、助成の対象とならないこと。

4 所得制限

- (1) 所得の算定方法は、障害児福祉手当の支給制限に係る所得の算定方法を準用するものであること。
- (2) 所得確認の対象者は、受給資格者及び受給資格者と生計を一にする父母（既婚者にあつては配偶者）、子とすること。この場合、「生計を一にする」とは、原則として受給資格者と同一の住民基本台帳に記載されていることとするが、出稼ぎ又は勤務の都合上、形式的に住民基本台帳を異にする場合は、生計を一にするものとして取り扱うこと。
- (3) 所得の確認については、市町村民税課税台帳等によっても確認できること。この場合、確認した公簿の名称及び検認者の記録を行うこと。

なお、1月から7月までの診療分又は施術分（以下「診療分等」）については、前々年の所得を、8月から12月までの診療分等については、前年の所得を確認すること。

また、所得制限に該当する場合は、その年の8月診療分等から翌年の7月診療分等までの医療費について助成が停止されるものであること。

5 他の法令等による公費負担医療との関係

他の法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費を負担されるものについては、当該法令等による給付を優先して適用すること。したがって、生活保護法による医療扶助、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）、療養介護医療及び障害児施設医療等の適用を受けることができる例については、市町村衛生担当部課、生活保護担当部課、保健所等との連携を十分に図り、当該制度の適用を優先させること。

6 高額療養費との関係

医療保険各法の規定による高額療養費の世帯合算の取扱いは、条例施行規則準則第7条の規定のとおり、原則として、国民健康保険法にあつては国民健康保険担当課、高齢者の医療の確保に関する法律にあつては後期高齢者医療担当課と十分連携をとることにより、また、その他の保険にあつては各保険者の発行する高額療養費決定通知書等を医療費助成申請書に添付させることにより確認し、世帯員に要した一部負担金等の割合により世帯の負担限度額を案分し、医療費助成額を算定すること。

7 附加給付との関係

組合管掌健康保険等の規定による附加給付がある場合は、当該附加給付額については助成の額から控除する取扱いとなるので、受給資格者が助成申請を行う際に、市町村においてその額を確認する必要があること。

8 介護保険との関係

介護保険で提供された給付に対する利用者負担については、補助対象経費には含まれない（補助対象外）ので留意すること。

9 自己負担

1 医療機関又は1施術所ごとに、1月につき、入院の場合は2,040円、入院外（通院又は訪問看護若しくは柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術）の場合は1,020円とすること。

自己負担額については要領を参照

10 補助金の交付

(1) 補助対象期間

毎年度の補助金の算定は、1月から12月までの間における市町村の助成決定分を対象として行うこと。

(2) 補助金交付申請等事務

次により行うこと。

期 日	市 町 村 の 事 務	県 の 事 務
9月30日	補助金交付申請 (要項別記第1号様式、要領別記様式重医補第1号等) ※予算等年間所要見込額により行う。	補助金交付決定
	補助金概算払請求 (要項別記第11号様式)	補助金交付 ※交付決定額の50%
1月20日	補助金変更交付申請 (要項別記第4号様式、要領別記様式重医補第2号等) ※実績額により行う。	補助金変更交付決定
	補助金概算払請求 (要項別記第11号様式)	補助金交付 ※交付決定額の残額を交付
2月末日	実績報告 (要項別記第7号様式、要領別記様式重医補第3号等)	補助金額の確定

11 その他関連事項

(1) 助成の申請

助成の申請は、診療又は施術を受けた月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以降においてはすることができないこととしているので、受給資格者にその旨を十分に周知させる必要があること。

(2) 県内市町村間の受給資格者の異動

県内の市町村間において現に医療費助成を受けている受給資格者が、市町村間を越えて住所を異動する場合、異動時に受給資格の空白が生じないよう転出、転入に係る当該市町村間の連絡、当該異動者への指導について十分配慮すること。

(3) 身体障害者手帳等交付申請と同時の受給資格者認定申請の取扱い

受給資格者認定申請を行う者が、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付申請と同時に当該申請を行う場合には、その旨を付記して受理して差し支えないこと。ただし、この場合においても、後日交付された手帳により、等級又は程度が要領に規定する重度心身障がい者に該当することを確認したうえで、受給資格者証を交付すること。

別記様式

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 氏 名 印

重度心身障がい者医療費助成事業における障がい程度の認定について（協議）
このことについて、下記のとおり協議します。

記

住 所

氏 名

新 規・更 新（該当する方を○で囲むこと。）

*更新の場合には、前回診断書を添付すること。

障がい第1318号
平成28年12月21日

各市町村長 様
(障がい保健福祉担当課扱い)

熊本県健康福祉部長

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金の取扱いについて (通知)

標記補助金の取扱いについては、平成25年5月29日付け熊本県健康福祉部長通知「熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金の取扱いについて」(以下「健康福祉部長通知」という。)等により事務を行っていただいているところですが、認定期間及び高額療養費の取扱いについて、一部市町村において誤った事務処理が見受けられたため、下記にご留意のうえ、適正な事務処理をお願いします。

なお、平成27年度以前に県が支払った補助金の額が変更となる場合は、下記担当まで御連絡くださるよう併せてお願いします。

記

1 認定期間について

重度心身障がい者医療費助成金(以下「助成金」という。)の認定期間については、健康福祉部長通知「2 認定期間」に定められているとおりであるが、一部の市町村において、認定期間の確認漏れ等により認定期間を超えて助成金を支給した事例があった。

身体障害者手帳により助成金の受給資格を認定する者であって当該手帳に再認定の期日が記載されているものについては、当該期日までの期間を定めて受給資格を認定することとし、再認定によって受給資格を喪失する場合の資格喪失日は「当該手帳の再認定の申請日」とすること。

2 高額療養費の取扱いについて

標記補助金の対象経費は「熊本県健康福祉部補助金等交付要項」別表において「医療費の一部負担金の額から自己負担額及び高額療養費等の額を控除した額」と定めているが、一部の市町村において、高額療養費制度に基づく「健康保険特定疾病療養受療証」を所持している助成金の受給資格者が、同一月に医療機関及び薬局で一部負担金を支払い、その合計額が高額療養費制度における自己負担額を超えた場合に、当該超過額を高額療養費として控除せずに助成金を支給していた事例があった。当該超過額については高額療養費として支払われるべきものであること。

問合せ先
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課企画調整班 佐藤雅代
TEL 096-333-2236

各市町村障がい福祉主管課長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

重度心身障がい者医療費助成事業の運用に係る他の地方単独医療費助成事業
との優先順位等の取扱いについて（通知）

このことについて、重度心身障がい者医療費助成事業の運用に当たっては、「熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領」で定めるところにより、各市町村において事業を実施されているところですが、今般、他の地方単独医療費助成事業との優先順位等の取扱いについて疑義が寄せられましたので、内容を整理し、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 概要

重度心身障がい者医療費と、以下に掲げる地方単独医療費助成事業のいずれか複数の受給資格を有する者への助成は、各市町村の判断により、受給者にとって最も自己負担額が少なくなる制度の活用を受給資格者へ促すものとする。ただし、他の地方単独医療費助成事業の給付を受けた後に、重度心身障がい者医療費の支給を受けることはできないこと。

- ・こども医療費助成事業
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業

2 主旨

地方単独医療費助成事業は、いずれも単県補助事業であり制度間に優劣がない。また、市町村によって県の補助対象とならない部分を独自事業として実施している場合があり、県で一概に判断できないため、各市町村においてどの制度を優先させるべきか判断すること。

他の地方単独医療費助成事業との併用については、「熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領」第2条で定める「一部負担金」の定義において、「いわゆる公費負担医療」には他の地方単独医療費助成事業を含まないことから、例えば、既にひとり親家庭等医療費の給付を受け、その額を控除した後の医療費に対しては、さらに重度心身障がい者医療費の支給を行うことはできない。

3 その他留意事項

本通知の取扱いの適用時期は、市町村が事業実施主体となっていることを鑑み、各市町村の判断で整理すること。

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課 担当：川田
TEL：096-333-2250

各市町村長 様
(障がい保健福祉主管課扱い)

熊本県健康福祉部長

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業に係る所得基準額について
(通知)

このことについて、当事業に係る受給資格者の要件である所得制限については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の所得基準額を準用しているところです。

今般、令和7年7月4日付け障発0704第1号及び年発0704第1号で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及び同省年金局長から、国民年金法施行令等の一部を改正する政令及び国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の公布について別添のとおり通知があり、当該改正政令の施行により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部が改正され、障害児福祉手当の所得基準額が改正されることとなりました。

つきましては、令和7年度（2025年度）以降の所得基準額表について別紙のとおりとしますので、通知します。

なお、所得額の計算方法について変更はありませんので、申し添えます。

記

- 1 別紙1 熊本県重度心身障がい者医療費助成事業所得基準額表
(受給資格者本人用)
- 2 別紙2 熊本県重度心身障がい者医療費助成事業所得基準額表
(父母（配偶者がある場合は父母に代わって配偶者）及び子用)
- 3 (参考) 控除項目一覧

【問い合わせ先】
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課 総務班 川田
TEL：096-333-2250
メール：kawata-y@pref.kumamoto.lg.jp

別紙 1

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業所得基準額表

(R7.8.1～適用。下線部は前回からの変更箇所)

○受給資格者本人

表中の数値は所得額（単位：千円）

		老人控除対象配偶者・老人扶養親族の数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
扶 養 親 族 等 の 数	0 人	3, <u>661</u>					
	1 人	<u>4, 041</u>	4, <u>141</u>				
	2 人	4, <u>421</u>	4, <u>521</u>	4, <u>621</u>			
	3 人	4, <u>801</u>	4, <u>901</u>	5, <u>001</u>	5, <u>101</u>		
	4 人	5, <u>181</u>	5, <u>281</u>	5, <u>381</u>	5, <u>481</u>	5, <u>581</u>	
	5 人	5, <u>561</u>	5, <u>661</u>	5, <u>761</u>	5, <u>861</u>	5, <u>961</u>	6, <u>061</u>

注 1 扶養親族等のうち特定扶養親族がある場合は、上記の限度額に、特定扶養親族 1 人につき 250 千円を加算する。

なお、特定扶養親族とは、扶養親族のうちその年 1 2 月 3 1 日（年の途中で死亡した人については、その死亡の日）現在で年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の者をいう。

注 2 扶養親族等が 6 人以上の場合の限度額は、5, 561 千円に、1 人につき 380 千円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときには、1 人につき 100 千円、特定扶養親族であるときには、1 人につき 250 千円をさらに加算）を加算した額とする。

【表の見方】

○受給資格者本人

例 1 扶養親族等が 2 人で、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族のいずれもない場合

「扶養親族等の数」欄 2 人、「老人控除対象配偶者・老人扶養親族の数」欄 0 人の交差する欄の額

所得制限限度額：4, 421千円

例 2 扶養親族等が 3 人で、うち老人扶養親族が 1 人の場合

「扶養親族等の数」欄 3 人、「老人控除対象配偶者・老人扶養親族の数」欄 1 人の交差する欄の額

所得制限限度額：4, 901千円

例 3 扶養親族等が 4 人で、うち老人扶養親族が 1 人、特定扶養親族が 2 人の場合

「扶養親族等の数」欄 4 人、「老人控除対象配偶者・老人扶養親族の数」欄 1 人の交差する欄の額 5, 281千円

5, 281千円 + (250千円 × 2人) = 5, 781千円

所得制限限度額：5, 781千円

別紙2

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業所得基準額表

(前回 (R5) から変更なし)

○父母（配偶者がある場合は父母に代わって配偶者）及び子

表中の数値は所得額（単位：千円）

		老人扶養親族の数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
扶 養 親 族 等 の 数	0人	6,287					
	1人	6,536	6,536				
	2人	6,749	6,809	6,809			
	3人	6,962	7,022	7,082	7,082		
	4人	7,175	7,235	7,295	7,355	7,355	
	5人	7,388	7,448	7,508	7,568	7,628	7,628

注1 扶養親族等が6人以上の場合の限度額は、7,388千円に、1人につき213千円（扶養親族等が老人扶養親族であるときには、当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60千円をさらに加算）を加算した額とする。

【表の見方】

○父母（配偶者がある場合は父母に代わって配偶者）及び子

例 1 扶養親族等が 2 人で、老人扶養親族がない場合
「扶養親族等の数」欄 2 人、「老人扶養親族の数」欄 0 人の交差する欄の額
所得制限限度額：6,749 千円

例 2 扶養親族等が 3 人で、うち老人扶養親族が 2 人の場合
「扶養親族等の数」欄 3 人、「老人扶養親族の数」欄 2 人の交差する欄の額
所得制限限度額：7,082 千円

【熊本県重度心身障害者医療費助成事業:控除項目一覧】

所得額から、次の控除項目のうち該当する項目の額を控除した後の額に所得基準額を適用します。

※ 控除項目、控除額については、「障害児福祉手当」の項目及び額を準用します。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条・第8条)

(R8.8.1~適用。下線部は前回からの変更箇所)

控 除 項 目	控 除 額	
	受給資格者本人	父母（配偶者）・子
社会保険料控除	税法上の控除額	—
社会保険料相当額（父母（配偶者）、子は一律に控除）	—	80,000円
租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額	税法上の控除額	税法上の控除額
雑損控除	税法上の控除額	税法上の控除額
医療費控除	税法上の控除額	税法上の控除額
小規模企業共済等掛金控除	税法上の控除額	税法上の控除額
配偶者特別控除	税法上の控除額	税法上の控除額
<u>特定親族特別控除</u>	<u>税法上の控除額</u>	<u>税法上の控除額</u>
控除対象配偶者及び扶養親族に係る障害者控除	270,000円	270,000円
控除対象配偶者及び扶養親族に係る特別障害者控除	400,000円	400,000円
被課税者本人に係る障害者控除	—	270,000円
被課税者本人に係る特別障害者控除	—	400,000円
被課税者本人に係る寡婦（夫）控除	270,000円	270,000円
被課税者本人に係るひとり親控除	350,000円	350,000円
被課税者本人に係る勤労学生控除	270,000円	270,000円
肉用牛売却農業所得に係る税の免除	免除税額に係る所得	免除税額に係る所得

※_下線部は、前回からの変更点

重度心身障がい者医療費助成関係質問票

	質問日	年	月	日
所属名				
担当者名	電話番号	-	-	
	FAX番号	-	-	
メールアドレス				
質問内容	(項目) ○○○について			
	(質問内容)			
	(貴職の見解) ※貴市町村条例や関係法令等に照らして、担当課として「こうなるのではないか」という回答案若しくは考え方を記載。			

- (注) 1 質問は1枚につき1項目としてください。
 2 色付きセル欄のみ記入してください。
 3 回答までに時間を要する場合がありますのでご了承ください。

(障がい者支援課：回答控え)

確認欄	到達日	年	月	日	回答日	年	月	日
	回答方法	電話 ・ メール ・ FAX ・ その他 ()						
	回答内容							